

# 認可外保育施設の利用をご検討の方へ

船橋市 保育入園課 事業係 (電話:047-436-2329)

## ●認可外保育施設とは

保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育所以外のものを認可外保育施設と総称して呼んでいます。(ほかに無認可保育園、託児所などと呼ばれることがあります。)本市では、児童福祉法第 59 条に基づく認可外保育施設の状況把握・指導監督をしており、立入調査を行い、国が定める認可外保育施設指導監督基準(以下「基準」という。)に照らし評価します。

「認可外保育施設一覧」の「基準を満たす旨の証明書交付日」欄に日付の記載がある施設は、直近の立入調査において基準を満たしていた施設、もしくは、立入調査時の指導事項の改善が確認できた施設であり、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設です。

## ●利用する方への補助制度

本市では認可外保育施設を利用する場合、「認可外保育施設通園児補助金」及び「幼児教育・保育の無償化(施設等利用費)」の2種類の給付制度がございます。

**令和 6 年 10 月以降、基準を満たしていない施設は無償化の対象外**となります。また、**令和 7 年 4 月以降は、認可外保育施設通園児補助金も基準を満たしていない施設は対象外**となるため、「認可外保育施設一覧」の「基準を満たす旨の証明書交付日」欄をご確認ください。

制度名	対象者	対象施設			認定種別	月額上限
		～R6.9.30	R6.10.1～R7.3.31	R7.4.1～		
認可外保育施設通園児補助金	市民税課税世帯の0～2歳児クラス	認可外保育施設のうち、以下を除く (地方裁量型認定こども園・事業所内保育施設・企業主導型保育事業の実施設・居宅訪問型保育事業(ベビーシッター))		左記に加えて、 <u>基準を満たしていない施設も対象施設から除く</u>	なし (保育を必要とする理由が必要)	30,000円
幼児教育・保育の無償化	3～5歳児クラス	認可外保育施設のうち、市の確認を受けている施設	認可外保育施設のうち、 <u>基準を満たした上で</u> 、市の確認を受けている施設	認可外保育施設のうち、 <u>基準を満たした上で</u> 、市の確認を受けている施設	施設利用前に施設等利用給付認定第2号を取得	37,000円
	市民税非課税世帯の0～2歳児クラス		認可外保育施設のうち、 <u>基準を満たした上で</u> 、市の確認を受けている施設(※)		施設利用前に施設等利用給付認定第3号を取得	42,000円

※ 市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの方【重要】

令和 6 年 10 月以降、基準を満たしていない施設は無償化の対象外となるため、当該施設を利用する保護者に対し**令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月通園分まで**、認可外保育施設通園児補助金(月額上限 30,000円)を交付します。(令和 6 年度限りで終了)